

屋外広告業登録事項変更届出書

変更後の住所・氏名・連絡先を記入してください。
ただし、住所・氏名は住民票に記載のとおり、記入してください。

R7年 11月 1日

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)

届出者 住所 〒520-〇〇▲▲

滋賀県大津市〇〇町〇丁目●番▲号

変更事項ごとに記載してください。
記入欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

ふりがな 〇〇こうこくしゅ こうこく たろう
氏名 〇〇広告社 広告 太郎

メールアドレスをお持ちでない、または不明であれば記載不要です。

連絡先 電話番号 077-520-2956
メールアドレス otsu1303@city.otsu.lg.jp

大津市屋

1登録

条例第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

番号

大津市屋外広告業登録 第 9999 号

2変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名（法人名）	△△広告	〇〇広告社	R7.10.31
住所（法人の所在地）	〒520-〇〇〇〇 滋賀県大津市〇〇町 〇丁目〇番△号	〒520-〇〇▲▲ 滋賀県大津市〇〇町 〇丁目●番▲号	R7.10.31
代表電話番号	077-520-2770	077-520-2956	R7.10.15
営業所の名称及び所在地	△△広告 滋賀県大津市〇〇町 〇丁目〇番△号	〇〇広告社 滋賀県大津市〇〇町 〇丁目●番▲号	R7.10.31
業務主任者			
役員			

変更事項	添付書類
氏名又は法人の名称 及び住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（個人の場合） ・登記事項証明書（法人の場合）
営業所の名称及び所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（法人の場合）
法人役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・誓約書（役員を新たに登録する場合のみ必要。 役職の変更のみの場合は不要。） ・役員の略歴書（新規登録する役員分のみ必要） ・役員の住民票の写し（新規登録する役員分の必要）
業務主任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・業務主任者が所持する資格の写し ・業務主任者の住民票の写し

2 記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。